

令和8年7月29日
防災街づくり担当部
建築安全課

「せたがや空き家活用ナビ」における運営者の指定について

1 主旨

区は、空き家に関する相談窓口「せたがや空き家活用ナビ」を設置し、所有者の漠然とした課題意識に伴走しながら問題を解決することで空き家対策を進めてきた。

この度、「せたがや空き家活用ナビ」運営者との協定が令和8年10月に有効期間満了を迎えるにあたり、これまでの相談実績等を鑑みて相談窓口の運営を継続すべきと判断したため、相談窓口運営者を再度、公募する。

なお、公募の手法としては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」という。）の改正により創設された「空家等管理活用支援法人」（※）（以下、「支援法人」という。）の制度を利用し、新たな運営者を支援法人として指定する。

（※）市区町村が、空家の活用や管理に取り組む NPO 法人、社団法人、会社等を支援法人に指定。当該法人が所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチングなどを行う。

全国の指定状況：法人数 95、市区町村数 64
（令和7年3月31日時点 国土交通省調査）

2 これまでの経緯

令和3年 9月 相談窓口運営者について公募

10月 「空き家活用株式会社」と協定を締結

11月 相談窓口「せたがや空き家活用ナビ」を設置・運営開始

令和5年12月 空家法の改正により支援法人に係る制度創設

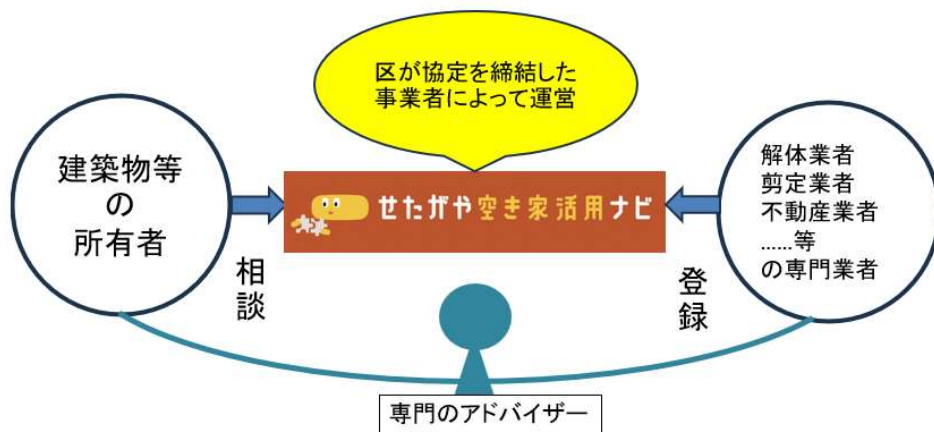
3 「せたがや空き家活用ナビ」の事業概要

区との協定に基づき、漠然とした相談や複合的な問題の解決について1カ所で受け、事業者からの複数の提案を提示し、所有者等が相談しながら比較検討することのできるインターネット上の窓口を運営する。また、セミナー開催等、周知啓発活動を行い、所有者等の登録を促す。区は協定に基づき、相談窓口を広報する。

所有者等の相談は無料とするが、運営者が事業者から費用を徴収することは可とし、採算性が確立された事業運営を行うものとする。

(運営イメージ図)

■運用イメージ



4 これまでの実績

- (1) 相談件数 378件
- (2) 成約件数 100件 (令和8年7月10日時点)
- (3) 成約内容 売買、賃貸、荷物撤去、リフォーム、剪定伐採など
- (4) セミナー・相談会開催 46回 (令和8年7月10日時点)

5 取組事例

- (1) 孤独死が起因となり相続が発生した空き家
遠方在住の相談者は突然の相続発生に困惑。「せたがや空き家活用ナビ」相談員は、相続登記や特殊清掃、近隣対応まで支援し、相談者の意志決定まで伴走。登録業者がスムーズに不動産売買を請け負えるよう整理した。
- (2) 所有者が解体を希望する接道のない空き家
過去に所有者が複数の業者に依頼したが、接道がないため断られ放置せざるをえなかった。「せたがや空き家活用ナビ」相談員は、作業用の通路を確保するために2件の隣地所有者と粘り強く交渉を続け、登録業者がスムーズに解体業務を請け負えるよう整理した。

6 支援法人の指定方針概要

- (1) 指定に係る業務内容
 - ① 空き家等相談窓口業務
 - ② 新規相談者の開拓のための広報活動等
- (2) 指定する支援法人の数
「せたがや空き家活用ナビ」の運営者1法人

7 今後のスケジュール (予定)

- 令和8年 8月 支援法人についての方針及び審査基準を公開、公募
 9月 審査、決定
 10月 支援法人を指定、「せたがや空き家活用ナビ」の運営を継続